

# 障害学生支援のはじめの一步

平成 26 年 8 月

筑波技術大学  
石田久之



## 目次

はじめに .....	1
第1節 高等教育機関における障害学生在籍状況 .....	1
第2節 合理的配慮 .....	2
第3節 特別な配慮 .....	4
第1章 学内の障害学生支援体制 .....	7
第1節 支援のハンドル .....	7
第2節 支援ポリシー .....	9
第3節 体制構築四カ条 .....	10
第4節 修学支援における四つの支援 .....	11
第5節 そして五番目の支援 .....	12
第6節 組織間の壁 .....	12
第7節 ここから始めよう .....	13
第8節 一か月を目途に .....	16
第2章 障害学生支援の役割分担 .....	19
第1節 支援学生とは .....	19
第2節 教員も考え学ぶ .....	22
第3節 事務職員も学ぶ .....	23
第4節 視点の変化 .....	23
第3章 障害学生支援の原則 .....	25
第1節 修学支援の四原則 .....	25
第2節 学生対応の三原則 .....	26
第4章 障害学生への具体的支援 .....	29
第1節 視覚障害学生 .....	29
第2節 聴覚障害学生 .....	34
(2) 聴覚障害学生への支援 .....	35
第3節 肢体不自由／内部障害 .....	37
(1) 肢体不自由学生・内部障害学生の特徴 .....	37
(2) 肢体不自由学生への支援 .....	38
第4節 発達障害 .....	39
おわりに .....	45
索引 .....	47



## はじめに

### 第1節 高等教育機関における障害学生在籍状況

本題に入る前に、現在、障害学生が日本の大学・短期大学・高等専門学校<sup>1</sup>の高等教育機関（以下、大学等といたします）に、どのくらい在籍しているのかをみてみましょう。うちの大学とはあまり関係ないや、などと考えられてしまうと、この小冊子の意味がなくなってしまうからです。

図1は、日本学生支援機構が行なっている実態調査結果報告書<sup>[1]</sup>から、大学等における障害学生の在籍数を示しています。1,200前後（年度により多少変動）の高等教育機関全て



からの回答（回収率100%）です。

平成25年度、障害学生の総数は13,449名で、これは全学生数（3,213,518名）の0.42%となります。この中で、障害別にみると、最も多いのは病弱・虚弱学生で3,005名、肢体不自由学生2,451名、発達障害学生（診断書有）2,393名、聴覚・言語障害1,609名、視覚障害732名です。障害学生の総数は、調査を始めた翌年（平成18年度）から一貫して増加を示しています。障害学生の学修意欲、障害者雇用の改善、入学志願者減という大学の事情などを考えると、今後も増加傾向は変わらないでしょう。

障害学生の中で、支援を受けている学生数は、茶色で示しました。これを見ると、在籍

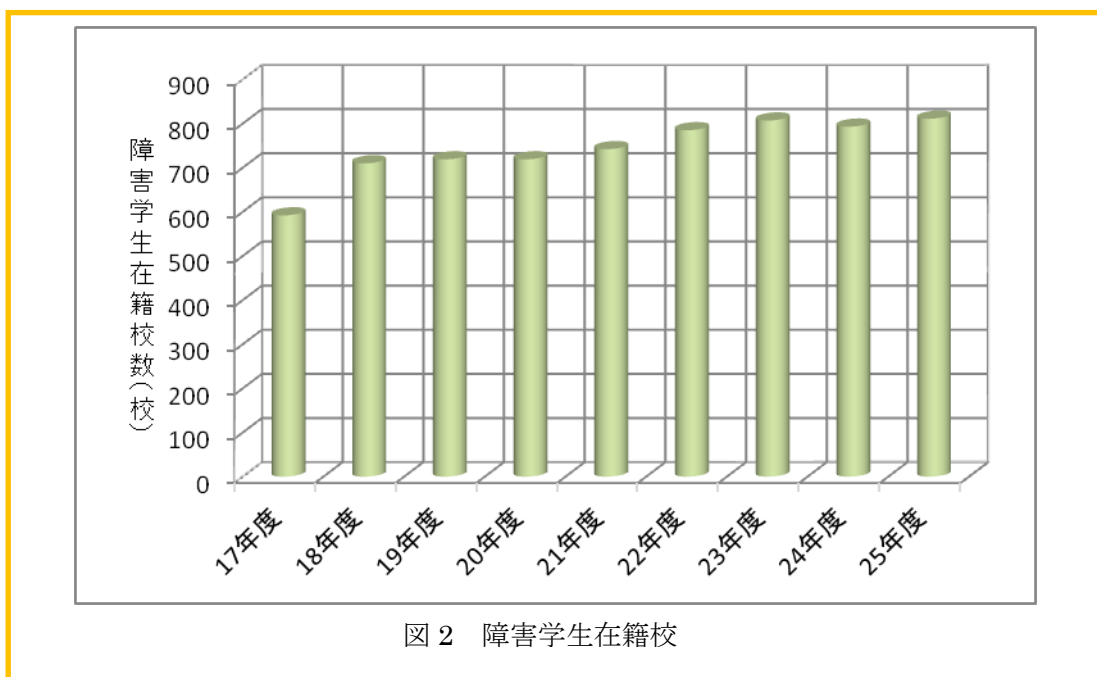
する障害学生の全てが、支援を受けているわけではないことが分かります。平成 25 年度の支援を受けている学生総数は 7,046 名で、障害学生全体の 52.4%です。

最も支援を受けている数が多いのは発達障害学生で 1,597 名、順に、肢体不自由学生 1,281 名、聴覚・言語障害学生 1,053 名、病虚弱 882 名、視覚障害学生 553 名となっています。

ここでもう一つ注意しなければならないのは、障害種により支援を受けている学生の割合が異なることです。障害別に支援率で示すと、視覚障害学生 (75.5%)、発達障害学生 (66.7%)、聴覚・言語障害学生 (65.4%)、肢体不自由学生 (52.3%)、病弱・虚弱学生 (29.4%) の順です。

障害学生を受け入れると、全ての学生に四年間を通し、あらゆる面でサポートを提供する必要があるとお考えの方もいるかもしれませんが、そうではありません。支援が必要な学生数は、半数を少し上回る程度です。

一方、図 2 は障害学生が在籍している大学等の数です[1]。大学等の数は 1,200 校前後で推移していますが、障害学生在籍校数は調査開始時の 600 校弱から 800 校前後へと増加しています。日本の 2/3 の大学等に在籍しており、もはや障害学生のいるクラスは特別、ではありません。



## 第2節 合理的配慮

平成 24 年 12 月 21 日、『障害がいのある学生の就学支援に関する検討会報告 (第一次ま

とめ) [3]』(以下、“第一次まとめ”といいます)が出され、これを踏まえて各大学で障害学生支援の体制整備が動き始めたのではないかと思います。しかし、第一次まとめ自体に書いてあるように、「引き続き検討を重ねていく」ものであり、支援方法などの具体的な点は明示されていないため、何をどのようにすれば良いのかと疑問や焦りばかりが先行し、支援体制の整備が大きく進んだという状況ではないように思えます。このような部分を本書が補えればと考えております。

さて、「合理的配慮」ですが、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した『障害者の権利に関する条約[4]』(以下、「障害者権利条約」といいます)第2条を引用し、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」としています。つまり、「平等を基礎とした、必要かつ適当な変更及び調整で、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」です。何が何でもこれをやりなさい、とは言っていません。それぞれの大学の事情(財政や環境等)に応じて、必要なことをして下さいと言っています。標準やこのようにして下さいと明示ができない理由もここにあります。

この合理的配慮ですが、その“学生の範囲”には受験生も含まれます。大学に入れば支援を行ないますではなく、入る段階つまり入試の段階で配慮が必要となります。更に入試の前の段階、入試情報を誰でもが入手できるようにする必要もあります。

“学生の活動の範囲”は、授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項で、講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の正課教育(予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む)、図書館や情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請などが挙げられています [3]。

そして、これらに対応して、六項目の基本的配慮項目が提案されています[4]。

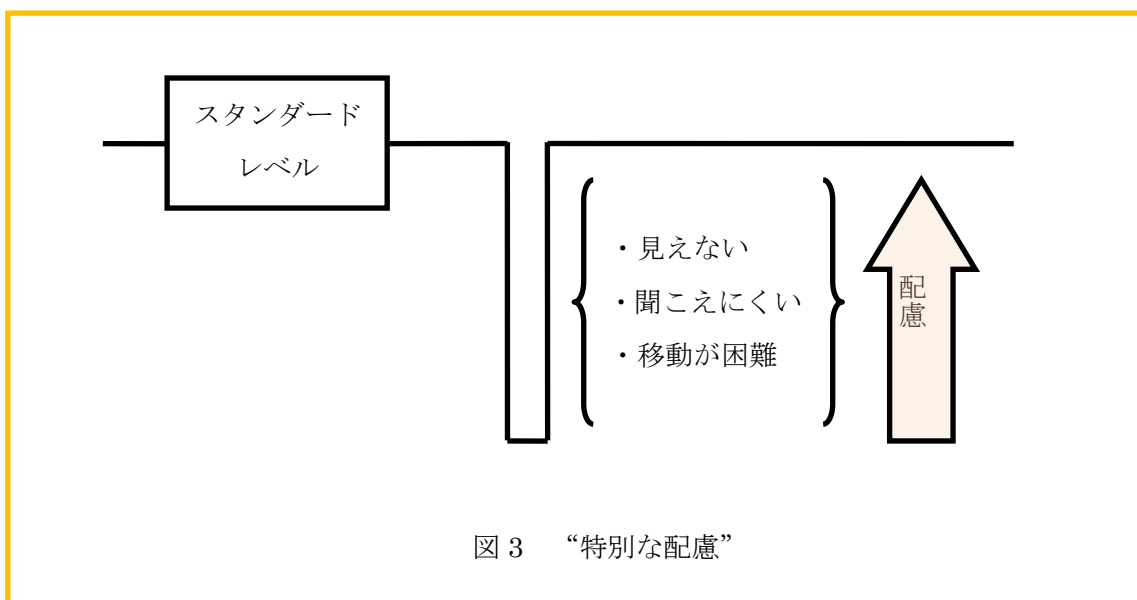
- (1) 修学機会の確保：入試、講義、実習、図書館、学生寮、卒業式。
- (2) 情報公開・相談窓口の整備：HP等による受入れや支援方針の公開。
- (3) 当事者の各種決定過程への参加
- (4) 教育方法の整備：情報保障、学外実習支援、期末試験。
- (5) 支援体制の整備：職員、支援室、委員会、教職員啓発。
- (6) 施設・設備等学内環境のバリアフリー化

### 第3節 特別な配慮

分かり易く説明しているつもりですが、まだ、分かりにくいですね。配慮について、もう少しかみ砕いて考えてみましょう。

一言でいうと、配慮とはスタートラインを揃えるための方策です。“特別な配慮”とは、障害学生に“特別に”優位性を与えるものではありません。「試験で下駄をはかせましょう」、「見学していれば、単位は出します」というものではないのです。

図3に示したように、見えない、聞こえにくい、移動が困難という学生の、その部分だけをサポートすることによって、健常学生と同じスタートラインに立ってもらいます。図中の上向きの矢印の先を、スタンダードレベルを超えて更に上まで持ち上げるということではありません。



大学に来て、教室に入り、先生の講義を聞いて、休憩、また、次の時間を…、そして、サークルに…、というのが、通常の学生の一連の動きですが、その中の、例えば、エレベーターがなく、車椅子で2階、3階には行けないから、“教室を1階に変更する”、視力がなくて通常の文字が読めないから、“点字のテキストを提供する”とサポートします。しかし、それ以外のこと、例えば白杖を使用する学生といつも一緒にいて手引きをする、いつも車椅子を押してあげる、などは必要ありません。それらのことは、自分でできます（これは大学の対応としての話です。個人が好意で、ということまで、必要ないとは言っていない）。

“配慮”は、“ここをする”、“ここまでは”と範囲や内容を明確にしておく必要があります。そうでないと、無制限となりかねず、その結果として、皆が疲弊し、支援が長続き



できなくなりますが、障害学生の自立そのものを阻害する可能性もあります。特別な配慮とは、“特別でなくする”配慮です。

それでは、前置きはこのくらいにして、支援の実際の話に移りましょう。

#### 関連資料

- [1] 独立行政法人日本学生支援機構：大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書. 2006～2013. 日本学生支援機構が2006年より毎年出している高等教育機関における障害学生の実態調査報告書.
- [2] 石田久之, 天野和彦: 高等教育機関における障害学生支援の動向(I)～(VII). 筑波技術大学テクノレポート.2009～2014. [1]のデータを継続的にまとめた資料.
- [3] 文部科学省：障害がいのある学生の就学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/\\_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295\\_2\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf) (2014/8/4 閲覧)
- [4] 外務省：障害者の権利に関する条約. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000031633.pdf> (2014/8/4 閲覧)



## 第1章 学内の障害学生支援体制

障害学生支援のためにどのような人や組織が必要なのか。つまり、どのような学内資源を障害学生支援のために準備すべきか。この話から始めましょう。

### 第1節 支援のハンドル

図4は、障害学生の支援に関わる学内の様々な人や組織を示しています。



図4 支援のハンドル

障害学生を中心に、支援担当職員、教員、支援学生がこれを囲んでいます。勿論、教務課、学生課、学生相談室、医務室、キャリア支援センターなど、学内の全ての部署・組織が関わるべきことは言うまでもないことですが、まずは障害学生に最も身近な三者について、その役割を考えてみましょう。

支援担当職員は、障害学生の相談にのったり、必要なサポートを用意したりします。例えば、支援学生に依頼し、授業のノートテイクに入ってもらったり、教員に配慮依頼を出し、これにより、教員は障害学生に配慮した授業を行ないます。支援担当職員は、窓口であり、橋渡し役であり、相談役であり、まとめ役でもあります。支援全般の調整者であり、これが支援コーディネーターと言われるゆえんです。

様々なことに関わる支援担当者は、専門性が求められますが、多くの大学等では必ずしも経験のある職員が専門職としてこの業務を担っているわけではありません。むしろ、支援担当専任という職務あるいは業務形態は少数派です。他の業務との兼任となっている支

援担当者も多く、更には定期異動で配置され、何も分からないという場合も少なくありません。今これをお読みなっている方の中にも多くいらっしゃると思います。そういう方々には、とにかく今何をすればよいのかという疑問への回答が必要となるのですが、これについては後の節でお話します。

とにかく高い専門性が障害学生支援には必要ですが、この事があまり理解されていないという現状があり、これをどのように克服していくかもこの分野における大きな課題です。

次に教員の位置づけです。教員は、授業においては、最も有力な支援担当者です。授業を作るのは教員です。分かりやすい授業となるのも、理解できない授業になるのも、教員次第です。授業に支援学生が入っているから、支援は全て彼らに任せれば、障害学生は授業を十分理解できる、というものではありません。教員が話すこと以上の内容を支援学生が障害学生に提供することはありません。優れたノートテイクは、下手な授業を忠実に（下手に）障害学生に伝えます。教員が自らの授業を意識的に見直し、改善していくことによって、障害学生に分かりやすい授業となるのですが、多くの場合、それは障害学生だけにとどまらず、授業に参加する全ての学生にとっても理解しやすい授業となるようです。これは、障害学生支援の枠を超え、大学における教育改革そのものではないでしょうか。

三番目は支援学生です。決して重要度三番目というわけではありません。むしろ、支援学生なくして、日本の高等教育機関における障害学生支援は成り立たないと言っても過言ではありません。パソコンテイク、ノートテイク、点訳、字幕挿入などの多くは、支援学生の手によって行われています、更には、食事やトイレの介助まで支援学生に依頼している大学もあります。大学で組織化している学生組織や、学内ボランティア団体、数名の友達グループなど規模や組織形態はさまざまですが、支援学生が学内支援体制の中で大きな位置を占めているのは紛れもない事実です。

支援に関わる主要な三者について述べてきました。図3の表題を「支援のハンドル」とつけましたが、この三者で支援の行き先が決まってしまうように思うからです。しかし、冒頭に述べたように学内には、学生課、教務課、キャリア支援課や、学生相談室、医務室や保健管理センターなどがあります。障害学生が相談や悩み事を持っていくのは、一つの窓口だけではありません。支援担当職員を中心とした教員、各課職員、支援学生、医務室（学生相談室、保健センター）などの連携によってはじめて効果的な学内体制ができあがります。

更に支援委員会の設置も必要になります。支援には少なからずの経費がかかります。予算の獲得や執行には相応の組織が必要です。また、年間の支援事業計画の検討や大学の支援ポリシーの策定なども、学内に正式に位置付いた組織によってのみ行なうことができま

す。

この支援委員会の役割を学生委員会などの中に“支援小委員会”やワーキンググループを作り、そこで行なっている大学もあります。要するに、規模の大小、専門委員会か否かの問題ではなく、大学の事業として、多くの人（更には、大学トップ）に承認されて動いているのかが問題となります。

また、学内だけでは支援のリソースが足りない場合は、地域のサークルや各種機関に依頼をすることになり、そのためには日頃から、地域との繋がりを作っておく必要もあります。学内外の各種リソースを統合して、はじめて支援体制は大きな力を持ちます。

## 第2節 支援ポリシー

人や組織の連携という学内支援体制の整備について述べてきましたが、もう一つ、重要なことが残っています。それは、支援ポリシーです。つまり、“大学として、修学支援をどう考えるか”ということです。

日々の業務で支援ポリシーという言葉は、あまりでてきません。目の前の対応に追われているからです。しかし、一度、落ち着いて、改めて支援について考えた時、大学としての考え方は一体どうなっているのか、どのように動けばよかったのか、との疑問が湧いてきます。障害学生の修学支援は、好意やボランティアなのか、あるいは、教育の根幹に関わる大学が責務を負うべき事業なのかという疑問です。

“大学の責務ではなく、興味や関心を持っている職員・学生がすればいい”となると、ボランティアセンターなどに丸投げされることがあります。修学支援をボランティアの一つと考えて、大学当局がそのように対応していくのか、それとも、大学の責務なのか。

広島大学の「教職員のための障害学生の就学支援の手引き」[5]には、すべての学生に対して「教育を受ける権利」を保障するとあります。障害学生の教育を受ける権利は勿論、同時に受講している全ての学生の教育を受ける権利と両立することを目指しています。障害学生の支援をすることによって、他の学生の権利が侵害されてはいけません。

このように、広島大学は、全ての学生の教育を受ける権利を保障するというポリシーを持ち、障害学生支援を大学教育の一つの業務として位置づけています。

他方、総長の責務を規定している大学もあります[6]。

例を挙げましたが、“同じようにしたい”ではなく、それぞれの大学で支援の考え方や内容を教職員・学生全員が共有できる形で明示し、全員がこの取り組みに参加できるようにしつつ進めることが重要です。

それでは、次にどのように走り出したらよいか、少し具体性を持たせましょう。

### 第3節 体制構築四力条

ここで、支援体制構築における四つの基本事項をまとめます。

第一は、“説明は丁寧に、忍耐を友として、焦らない。”

支援体制を作り始めるのは、目の前に障害学生がいて、一日でも早く体制を立ち上げ、支援を始めたいという気持ちからですが、直ぐに、早くと時間ばかりを気にしすぎ、大事な説明をないがしろにすると、結局余計な時間がかかってしまいます。

支援体制作りとは、最初に何をするのか、どのようにするのか、その際にどういう問題が出てきそうか、相手からどんな反応があり、それにどのように答えていくのかななどを教職員や学生に説明する必要がありますが、多くの方は未体験のことを聞き、進めていくのですから、とにかく丁寧に説明しないと相手は分かりません。時間はかかります。焦らないことです。謝金申請のために支援学生に書類を出しなさい、こうしなさいではなく、むしろお願いして、みんなで進めようという意識が大切です。

二番目は、“メールは避けて、顔を見て。”

メールで、「これをしてください」と送ってお願い完了、相手も同意、と思うのは勝手すぎます。「ちゃんと顔を見て話せ」と言う上司や教員もいます。メールではなく、実際に会うことが必要です。そして、その時に丁寧に説明します。何かを立ち上げる時はなんでも同じですが、人と人の生身の繋がりが、結局はものをいいます。

三つ目は、“クモの巣体制。”

障害学生支援において学内各組織の連携は極めて重要ですが、それぞれが立場を主張し始めたらまとまりません。このため支援の中心となる人、支援担当職員の存在は重要です。一方で支援の網の目は細かいほど良いわけです。中心となる人が障害学生の状況を常に把握できるように、また、様々な学内資源を利用できるように、四方八方にそれこそクモの巣のように連絡網を拡げ、支援体制を構築します。まずは、同期の職員、仲の良い教員・学生に協力を依頼しましょう。

四つ目は、“新旧取り混ぜて。”

ある大学では、支援業務は学生と歳が離れていない若い職員が担当する、と聞いたことがあります。学生からすれば気軽に話ができ、頼み易いでしょう。他方、課長や課長補佐クラスの方が（担当者の上司ではなく）実務担当職員として、障害学生に対応している大学も見受けられます。こういう方の強みは、“学内にどんなもの（物的・人的資源）がある”、“どこに何が眠っている”などをよく知っていることです。支援というのは、アイディア次第で色々できますし、一方、いくらでもお金を出すから、支援を進めようという大学はほとんどありません。こういうことから、どこに何があるか、誰がいるかを知っており、

手持ちの学内資源を眠らせずに有効利用することができる“顔の広い”方の力は、とても大きいのです。

#### 第4節 修学支援における四つの支援

障害学生の支援体制について説明していますが、実は、修学支援といっても様々な支援対象があります。これについて、明確にしておきましょう。

第一は、勿論“障害学生の支援”です。ノートテイクや点訳、車椅子用スロープや障害者用トイレの整備、支援学生の募集など、直接障害学生に関わる支援で、多くの方が修学支援といわれてイメージする内容です。

第二は、“支援学生の支援”です。第1節で述べたように日本の大学で実質的な支援の役割を担っているのは支援学生ですが、彼/彼女らも様々な悩みを抱えています。自分の支援者としての技量は十分か、本当に役に立っているのか、支援を必要としている学生に逆に迷惑をかけていないかなどの疑問や不安を持つこともあります。これらに対し、受容・共感あるいは適切なアドバイスが必要です。また、ノートテイク・手話など各種支援技術についてのスキル維持やスキルアップもかかせません。更には、自身学生としての立場（自分の単位は問題ないか）、青年としての今後への不安（就職・進路は）など様々な課題や問題を持っていることへの対応があります。

第三に、“教員支援”があります。ただ、「支援をお願いします。やってください」では、いくらなんでも無理があります。どのように配慮をするのか、そのためにどのようなサポートを教員は受けられるのかが明確でなければ教員は動かないでしょう。教員への支援内容を丁寧に説明する必要があります。特に教員から聞く不満として、誰に聞いたらいいか、どこで聞いたらいいか分からない、というものがあります。支援窓口をはっきりさせ、情報を十分に提供することが大事です。

修学支援において授業を担当する教員の役割は極めて大きなものがあります。「事務の人間が言っても聞いてくれないから、そのまま」というわけにはいきません。

四番目は、“受験生支援”です。はじめにの第2節で述べたように、学生には受験生も入ります。授業保障を中心とした前述の三つの支援とは異なり、受験という性格上、障害のある受験生の担当は入試課となる大学が多いようです。しかし、多くの大学等で入試課には障害者支援のノウハウはあまり蓄積されていません。支援担当者や学部などと十分な連絡を取りながら進める必要があります。

近年は、入試段階で障害者の受験を拒否する大学等があることは聞こえてこなくなりましたが、入試相談時に、入学しても特別な配慮はしないなどということで、受験をけんせいする大学はあるようです。

## 第5節 そして五番目の支援

上に挙げた四つを広い意味での障害学生支援と考えることができますが、もう一つ“支援担当職員への支援”も重要な支援です。これには大きく二つの理由があります。

第一に、障害学生の支援において新しい課題が次々に生じてくるからです。ある障害学生が入ってきて何年かで一つのやり方が作られます。しかし、次に違う障害種の学生や障害の程度が全く違う学生が入ってくると、対応も変わります。新しい課題となります。

そうすると、一人の力量や経験だけではすみません。分からないことは聞く必要がありますが、大学の中では、通常、その支援担当職員が一番知識も経験もあるので、他に聞きようもないのです。このような場合に、支援担当者が相談したりアドバイスを受けてたりできる場や窓口が必要となります。学内になれば外に求める他はありませんので、各大学の支援担当者の連携による相談し合えるネットワーク作りが課題となります。

二つ目は、支援担当職員の孤立を避けるためです。周りにいる教職員の無理解はとてこたえます。一所懸命やっているが、なかなか理解してもらえません。更に言ってしまうと、“理解してくれなくてもよいから、邪魔だけはしないで欲しい”という事態も生じます。こういう状況では、支援担当者も落ち込んでしまいます。どんなにパワフルで頑張り屋でも、そういう場合はあります。そんな時、支援担当者の話を聞いてあげられる人が必要になります。担当者の自己管理も重要ですが、一緒に飲んで、「うちの課（うちの大学）でもそうだよ。しょうがないね」と言ってくれる学内外の良き理解者も大切です。みんなで支え合うというのが、修学支援の原点ですが、これは、支援担当者も例外ではありません。

## 第6節 組織間の壁

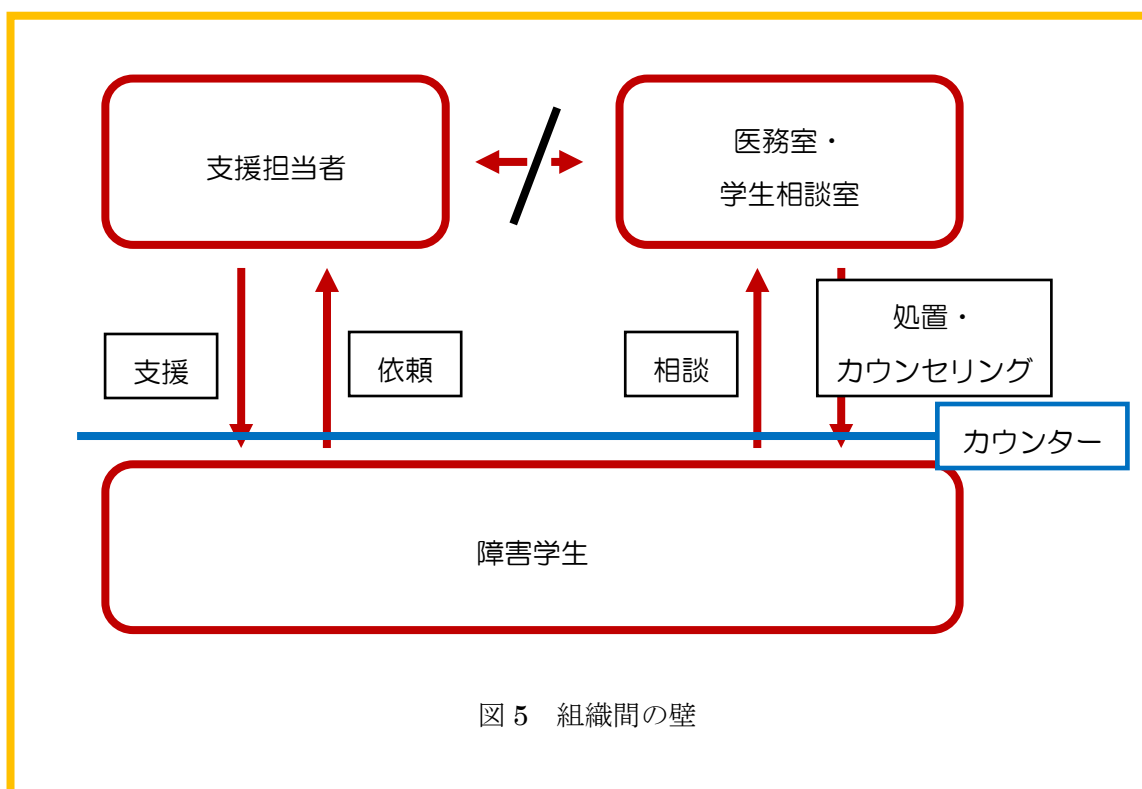
学内の連携が必要なことを述べてきましたが、実は、これがとても大変です。組織間は簡単に風通しが良くなりません。現場レベルで建前はともかく実質的に協力し合う方法もありますが、上司に相談し動いてもらい、両組織のトップ間で多少の繋がりを持った上で、現場レベルが連携を図っていくという方法も必要になります。

以前、連携の困難な例としてよく聞いたのは、学生の健康や医療の個人情報を扱う医務室や学生相談室と支援室との連携です(図5)。本来支援は本人の希望により開始されます。始める前に障害学生と支援担当者が話しあって、必要な情報の提供を本人から受け、これによって実際の支援が始まるので、本人から聞けば良いではないかということになります。本人が支援とは関係ない事項だと思ったとか、あまり話したくない内容、などと考え、支援担当者に正確な情報が伝わらない場合があります。結果として必要な支援をできなかったり、違う内容を提供したなどということもあります。例えば、本人は教科書の拡大資料で十分と言っていたが、実際には見えていなく、点字や音声資料が必要だったというこ



ともあります。このように色々な授業や窓口での学生対応を総合して、支援内容を決めなければならないのです。この為に情報共有はとても重要です。

ただ、“以前”と書きましたが、現在は組織間の風通しは多少改善してきているように思えます。“集団守秘義務”という言葉が最近使われるようになってきましたが、学生対応の窓口・カウンターの内と外という線引きで、情報共有をしていこうとの考えが出てきています[7]。カウンターの中は部・課・係の壁をできるだけ取り外しましょう・低くしましょう、という考え方です。



## 第7節 ここから始めよう

ここまで、支援を進めるために必要な体制や解決すべき問題点について述べてきました。しかし実際の業務において、きちっとした体制があったらとか、計画的に業務を進めたいというようにある程度の“形”を成して目標や逆に疑問等が生じるのは、少し時間がたつてからのことです。人事異動で突然、障害学生の支援担当になったという場合、そしてこういう場合が少なくないと思うのですが、とにかく今何をしたら良いのか？という疑問で頭が一杯になるでしょう。いくつかの“まず、すべき事”を考えてみましょう。

突然異動が決まったといっても、机がないということはないでしょう。ここがセンター

です。

#### (1) 支援窓口開設

支援窓口開設といっても、大げさな話ではありません。「障害学生支援窓口」という紙の“表札”を机の上に、或いは、学生対応カウンターの上に置くだけです。まずは、ここからです。しかし、ちょっと気をつけましょう。あまり目立つように表札をおくと、“もう少し目立たない場所に”と上司からお叱りを受けるかもしれません。始めたばかりだから、あまり周りから注意を払われないように、と。矛盾していませんか、などと心では思っても、少し控え目にしましょう。直ぐ元に戻せます。

#### (2) 掃除

次に、机の周り、部屋の周りを掃除でもしましょうか。不要な物品をどかし、整理整頓。通路が狭いと、車椅子の学生が入って来られません。廊下が濡れていると、視力の弱い学生が滑ることもあります。

#### (3) チラシの作製

関係する係や部署に挨拶に行きたいところですが、手ぶらではちょっと。名刺代わりに「支援窓口業務案内」を持っていきましょう。勿論、用意されているわけではありません。自分で作りましょう。ワードを立ち上げて、担当者名、窓口の目的、業務内容、場所などを簡単まとめます。1時間くらいで何とか形にしましょう。何枚か窓口カウンターにおいて、さあ、近場を挨拶回りです。

#### (4) 上司に

その前に、上司にも渡しておきましょう。支援担当者が自分の下におり、支援業務を行っている（行ない始める）といっても、その内容をきちっと把握しているとは限りません。何で私の下に配置されたの、何するのと、疑問に思っている上司も少なくないはず。まずは具体的業務内容を上司に知ってもらわないと。

#### (5) 具体的業務内容？

ここで、ハタと気がつきました。始めて異動してきた人が、その日のうちに、具体的業務内容を書けるのでしょうか。失礼な質問とは思いながらも、難しいと考えてしまいます。そんなことが分かっていたら、こんな冊子読まないよ！

それぞれの大学にどのような障害学生が在籍しており、どのような支援を望んでいるかによって、支援業務は異なります。あなたの大学の支援業務は、支援担当であるあなたにしか分からないといっても過言ではありません。しかしそれが分かってくるのは、もう少し先のことでしょう。とりわけ障害学生のニーズの把握は結構難しいものがあります。でも、そんなことを言っていたらチラシを作ったり、上司に説明したりできません。ここは

多少分かったふりをしてでも、話ができるようにしてください。本冊子をここまで読んできた方は今までの内容を、この節から読んだ人は例えば日本学生支援機構（以下、JASSO といいます）のホームページにいくと障害学生支援の内容が示されています。取り敢えずは、これらを読んで、説明できるようにしましょう。

#### （6）挨拶回り

いよいよ挨拶回りです。障害学生の支援は、支援担当者が中心になるとはしても、一人でできるものではありません。関係する部署と仲良くなっておかないと、支援はスムーズに運びません。

あなたのいる係がどの課に属するかで多少順番は異なりますが、学務（或いは教務）関係の課・係、学生（或いは学生支援）関係の課・係、入試課、キャリア支援課、学生相談室、医務室などを回る必要があります。

全部じゃないですか。基本的にそうなんです。何故かという、障害学生は障害のない学生と同様に、大学のどこにでもいるからです。障害学生が行かない所はありません。障害学生が利用しないサービスはありません。だから、どの課・係とも仲良くなって、状況の把握や情報の共有をしていないとならないのです。

とは言え、やはり一度に全て行けるわけではないので、授業保障ということで学務課学務係、その他学生生活支援ということで学生係・学生相談室・医務室などが最初の挨拶回りになると思います。

#### （7）障害学生の在籍確認

一回りして席に戻り、お茶を一杯飲んだら、障害学生の在籍確認を行ないます。平成 17 年から毎年 JASSO は、障害学生の実態調査を行なっています。回収率は 100% と言っているので、どの大学等もこの調査に協力していることになります。つまりどの大学等も障害種別に何人の障害学生が在籍しているかを把握しているはずですが、学部別・学科別の数は JASSO には報告していないと思いますが、多分各大学等はその情報も持っているはずですが、どこが学内で調査をしたかを突き止め、その情報を貰うことができれば、今後の業務がやり易くなってきます。上司、同期の友人、色々なつてを使って原簿の持ち主を探して下さい。勿論、次回の調査からはあなたがこの調査を回答者になります。

#### （8）広報

さて、窓口が開設され、そこに支援担当者がいるとしても、直ぐに障害学生が訪ねてくるわけではありません。障害学生は、そして他の学生も、多く教職員も支援担当者がいることをほとんど知らないからです。学生対応カウンターにはチラシをおきましたが、それを見た学生が障害学生に連絡し、連絡を受けた障害学生が訪ねてくる、これを待っている

というのでは、埒があきません。やはり、積極的に学生に向けて広報をしないと。

奨学金、留学などのチラシやPR誌が、学生ラウンジや事務室前においてあると思います。これらに並べて支援チラシをおいて来ましょう。サークル紹介の掲示板でも構わないのでは。授業休講通知の横に、障害学生の支援始めました、というのはどうでしょう。とにかく学生の目につきそうな所に、チラシをおきましょう。

異動初日はこの辺で終わりでしょうか。

## 第8節 一か月を目途に

学生の口コミ、PRの効果などによって、徐々に障害学生が窓口に見せるようになります。勿論、単に話をしに来るだけではありません。支援を求めていることです。

支援担当者は、自身では実際の授業支援などを行いません。あくまでも支援のコーディネーターが業務です。では、障害学生の支援のコーディネーターをどのようにするかですが、そのターゲットは二種類あります。一つは支援学生です。つまり支援学生をどう確保し、組織化するかが大きな課題の一つになります。もう一つは教員です。教員対応をどうするかも大きな問題です。

### (1) 支援学生の確保

前述の通り、支援学生は我が国の大学における障害学生支援において、無くてはならぬ存在です。この支援学生の量と質を高いレベルでどう維持するかが、それぞれの大学の支援の質に大きく影響します。まずは、支援学生の確保が異動後の大きな仕事になります。支援学生募集のチラシの作成、もともと大学にあったボランティアサークルや点訳サークル・手話サークルなどへの協力依頼などによって、支援学生を探します。探した支援学生を組織化するのですが、支援の多くは特別の技術が必要です。ノートテイク、パソコンテイク、手話、点訳などです。これを学生に指導します。支援学生の養成です。支援担当者自身が養成講座を開催したり、学外の団体などに依頼したりして、基礎を学んでもらった後、ノートテイクやパソコンテイクなどは早い段階から実際に授業に出て腕を磨きます。

このように支援学生を確保し、その技術を高めていくという業務をなるべく早い時期に始めなくてはなりません。

### (2) 教員対応

教員は障害学生支援において、二面性を持ちます。障害学生は学生生活の様々な面で支援を求めてきますが、やはり最大の要望は授業支援、つまり講義の情報保障です。この為に支援学生が教室に入り、ノートテイクや手話などの情報保障を行なうのですが、実はそれだけでは不十分です。何故かというと、授業をコントロールしているのは教員であり、教員が良い授業をしない限り、授業の質は上がりません。分かりやすい授業、積極的に学

生が参加することができる授業は、教員が作らないとまらないのです。教員こそが授業における最大の障害学生支援担当者になることができます。このように情報保障を先導し教育の質を高めることができる唯一の存在です。

一方、授業形態を中々変えられない“反支援的”存在でもあります。多くの教員は自分なりの授業スタイルを持っており、これを変えることに消極的です。もっとゆっくり話して欲しい、図や表をたくさん使って欲しい、パワーポイントは使わないで欲しい。様々な要望が障害学生から発せられますが、そのスタイルをなかなか変えてもらえません。根気よく教員を訪問し、配慮をお願いし、理解を得ていく外にやりようはありません。この動きも早いに越したことはありません

このような二面性を持つ教員を、どのように説得し、納得させて、授業の質を高めていくか。これは、障害学生支援の枠を超えた、教育の質の保障の問題でもあります。

#### 関連資料

[5] 広島大学：教職員のための障害学生の就学支援の手引き～授業における情報保障を中心に～〔第5

版〕. <http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/wp-content/uploads/HU-sien-tebiki-2012.pdf>

(2014/8/4 閲覧)

[6] 大阪大学は『障害を有する学生への支援に関する要項』において次のように総長の責務を定めています。ただし現在この要項を改訂中ということなので、関連資料としてここに掲載します。

第3条（総長の責務） 総長は、障害を有する学生が、適切な配慮がなされないことにより、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないように、必要な支援方策を推進する責務を有する。

<http://www.osaka-u.ac.jp/jp/campus/shien/document/policy.html>.

[7] 桃山学院大学：障害学生支援における課

題. <http://www.k.tsukuba-tech.ac.jp/rc/staff/ishida/ksskdata/8thkssknobu.pdf> (2014/8/4 閲覧).



## 第2章 障害学生支援の役割分担

大学等も、小・中・高等学校と同様に、教育機関ですから、“学び”や“成長”という言葉とは無関係ではありませんが、今まであまり使ってこなかったのではないのでしょうか。しかし近年の大学等における“教育の質の保証”との関係で、“学び”、“学修”、“自立・自律”などの意味するところは、大学の基本的責務と考えられるようになってきたと思います。

障害学生の支援においても同様ですが、障害学生本人は勿論のこと、支援学生や教員、事務職員にも、そのような視点を持って支援担当者は目を向けていくべきです。

### 第1節 支援学生とは

最初に、支援学生について考えてみます。

支援学生は3つの側面を持っています。一つは、支援の実働部隊という面です。支援学生がいなければ、現在の日本の大学で、修学支援はできないといっても過言ではありません。前章第8節で、大学の授業をコントロールするのは教員と書きましたが、そうであっても支援学生がいなければ、ほとんどの支援はできません。支援学生は、支援事業の中で、極めて重要な要素です。

支援学生の二つ目の側面は、10代後半、20代前半の悩める青年という面です。人生の様々なことに関し、経験は浅く、周りも一人前とは見てくれないジレンマ、“壁”への無力感などに悩む青年です。また、支援に関しても、“自分がやっていることは、障害学生の役に立っているのか”、“十分にできているのか”と、悩むことの多い青年としての側面を持っています。

三つ目は、学びつつある学生、つまり、指導される立場です。様々な考え方や技術、更には、行動を教育される存在です。

これら3つの側面に対し、どのように関わるべきかを以下に詳しく説明します。

#### (1) 支援の実働部隊

支援学生は、ノートテイク、手話通訳から、トイレ介助などまで様々な活動を行なっています。また、この実施部隊としての学生は、個々バラバラに動いているわけではなく、組織化されており、その中で責任者であったり、広報を担当したり、企画をしたりと、役割分担を行なっており、活動をしています。

更に、スキルアップに関わる活動があります。支援のほとんどは技術的なものですから、どうしてもスキルを向上させる必要があるため、そのための講座の企画者や講師などの立場にも立ちます。

仲間を増やすための支援学生の募集も行ないますし、学園祭やオープンキャンパスなど

のイベントで、支援の実際を、障害のある受験生や保護者に紹介することもあります。

挙げればキリがないほどに様々な活動を行なっている — 大学としては、行なってもらっている — のですが、それに甘えてばかりもいられません。逆に、支援学生への指導も必要です。

その一つとして、ノートテイク回数の“制限”はよく聞きます。例えば、一週間のテイク回数を一人上限二コマまでと制限している大学があります。理由は、支援学生の中には、とにかく自分がサポートをしなければ障害学生が勉強できないという思いが強く、自分の授業も受けずに、週に何回でも障害学生のためにテイクをする学生がいるからです。しかし、それは、自身学びつつある学生としては、おかしいということで制限がかけられます。

また、“他の支援への転換”という指導もあります。支援の多くは、技術を伴います。当然、未熟な人もできます。ボランティアや好意で行なわれているのであれば、多少の未熟さには目をつぶることもあり得ますが、大学の教育の一部として、授業の中で行なわれていることですから、“少し下手だけでも”というわけにはいきません。

障害学生は、支援学生のノートテイクや介助などによって、授業をきちんと受けられるかどうかの瀬戸際にいます。技術のない人にしてもらっては困るのです。“手伝いたい”という学生には可哀想ですが、そういう場合には、他の作業に回ってもらうこともあります。

“辞めろというのは可哀想”、“それはそれでいい”などの意見もありますが、技術はどうしても必要です。技術を伴わない支援学生が、周りの判断を受け入れ、それを越えた時、一つの成長が見られるのではないのでしょうか。

## (2) 悩める青年

悩める青年として、支援の考え方や内容、その実際に、疑問や不安を持つことがあります。“可哀想という理由で飛び込んだが、それでいいのか、失礼ではないのか”などの思いを持ちながら支援を続けている学生がいます。そんな“憐れみの気持ち”でいいのかと、疑問を持っているのです。

また、責任者としてミーティングをうまく進められない、まとめられないと悩んだり、自分にはそんな能力がないと落ち込む学生もいます。みんなで何か企画を立てようと思うのですが、うまくまとめられず結局、何もできずに終わるという話も聞きます。

燃え尽き症候群 (Burnout Syndrome) という症状があります。頑張り過ぎ、突然ポキッと折れ、続かなくなってしまうものです。強い使命感を持って、一所懸命活動していた学生が、ある時を境に、張り詰めていた糸が切れるかのように、急に意欲を低下させ、投げやりになったり、活動をやめたりします。特に、支援や介助などの対人援助や福祉関係の仕事をしている人に比較的多くみられるそうです。



日々、支援活動を行なっているのですが、その裏にある、“本当に十分にやれているのか”、“役にたっているのか”と悩む部分が前面に飛び出し、ある日突然、“駄目だ、もうできない”と燃え尽きたようになってしまうのです。

支援に限らず、“自分には何ができるのか”、“自分は周りにどう映っているのか”などと、青年は誰でも考え、悩みます。その時、障害という“壁”を乗り越えようと努力している学生やその努力を支えている学生・教職員との出会いが、支援という“コミュニティー”の中で、自分の力や可能性を見出す機会となり得るのです。正に学生の成長の場としての大学です。

### (3) 指導される学生

以上に述べてきた数々の側面は、学生が、支援を全て抱え込むことができるわけではなく、教員なり事務職員が、学生間の問題や手がつけられない問題に対し、指導的立場からアドバイスを提供すべき対象ということを示唆しています。

例えば、学生課などに個々の学生が支援学生登録をすると、支援学生がまとまる組織ができない場合があります。もう少し詳しく言いますと、手話や点訳のサークルが全体で大学の支援組織に組み込まれる場合には、学生の組織は既にできていますが、個々に学生を募集すると、担当職員と学生との関係だけで、支援学生間、支援学生と障害学生とのコミュニケーションの場ができないことがあります。そういう場合には、事務職員なり教員が指導的な立場から、“連絡会を作ろう”というように方向づけていくことが大切です。

他方、障害学生と支援学生の懇談会をあえて作らない大学もあります。なぜかという、支援の専門職員（コーディネーター）がいるので、そのコーディネーターを介して障害・支援両学生が関係すればよいことで、直接に意見を言い合う必要はないとの考え方です。直接会うことのメリットは色々ありますが、逆に、面と向かって、技術が低いとか下手だとか言うとか人間関係を悪くする場合もあるので、支援コーディネーターを中心に据え、常にここを介して障害学生、支援学生、教職員が連携する体制をとります。

どうするかは、各大学の組織の中で考えていくべきものですが、いずれにしても、障害学生の考え方、不満、支援学生の問題などをどこかで教職員は受け止め、適切な指導を行なわなければならないことには変わりはありません。

更に、レジュメの作成や議論の進め方・落とし所の指示という具体的な介入もあります。支援学生が大学に出す報告書なども、書き方の指導が必要です。書けなくて悩む学生がいるので、指導する体制がないと動きがとれません。情けないと感じるかもしれませんが、これも一つの現実です。

また、話し合いというものは、落とし所を考えていなければ、誰がやっても収集がつか

なくなります。“少なくとも、こういう結論は出そう、そのためには…”を、考えておきなさいという指示出しもあります。

技術不足などで落ち込んでいる学生には、「最初だからうまくできない」、「技術も重要だけど、君の人柄はみんなに好かれているから、もう少し続けよう」などのアドバイスはとても、重要です。学生同士の場合、うまく相手を説得できないこともあるので、ある程度の経験の中で物事の言える人がアドバイスをしてあげれば、もう少し頑張ろうという気にもなります。

#### (4) 学生の変化

一般学生は、支援学生募集のチラシを見て、“どんなものだろう”と養成講座に参加し、その中の一部の学生が支援学生として活動を始めますが、この活動により、学生は様々に変わります。

新聞の障害者の福祉欄に目が向くようになり、福祉分野に進んだり、経営学専攻の学生が、経営の考え方の中に“障害者”や“ユニバーサルデザイン”の視点を取り入れたり、レストランを経営しようと考えている学生が、バイト先で点字メニューを作ってみるなどの動きが出てくるそうです。

これらは直接的な支援活動、障害学生への支援ではありませんが、そういう関心が将来的には、社会の障害者に目を向けることになり、実際に職に就いた時に障害者のための何かを考えたいと思うことにつながります。

こういうことも大学の素晴らしい一面ではないかと思っています。

## 第2節 教員も考え学ぶ

ここまで述べてきた学生を見ながら、教員も日々学びます。自らの授業法を見直すきっかけとなります。ノートテイクから、話すスピードが速いとか、まとめにくいなどと言われると、少しゆっくり講義をしようかと反省する気にもなります。

以下にいくつか聞いた、授業での問題について述べます。

一つは、語学の授業です。特に聴覚障害学生への語学授業は多くの方が悩んでいらっしやいます。聞いて、話すのが語学の授業の中心の一つですから、それができない場合の授業をどのように組み立てればよいのか。以前行なったシンポジウム[8]で、**American Sign Language**を使うなどの話が出ましたが、英語の教員といってもアメリカの手話を知っている方はほとんどいないので、一般化はできません。ある大学からは、ヒアリングの課題、ライティングの課題などいくつかコースを作り、その中から学生が自分で選ぶという“バイキング方式”をご紹介いただきました。無理な課題は選ばないようにできるこの方法は、シンポジウム会場の英語の先生方もかなり興味を持たれたようでした。

次に、実習です。視覚障害学生や車椅子利用学生の体育の実習や化学の実験などの対応です。視覚障害学生の場合、水泳は一つの解決法です。コースロープに沿って泳げば危険もないですし、私の大学では屋内プールということもあって、比較的長い期間、水泳の授業を行なっています。

体力のない学生の問題もあります。内部障害などの理由から、90分授業では体力が続かず、(体育の授業ではなくとも)途中で机に突っ伏してしまう学生がいます。教員の教え方の問題ではないのですが、大学として受け入れたその学生の授業をどのように保障するかという問題は残ります。こういうことも教員は支援担当スタッフと一緒に考える必要があります。この場合はチューターをつけたり、授業後に院生が補講をしたという対応をうかがいました。

教員も悩みながらで、学び、進んでいきます。

### 第3節 事務職員も学ぶ

事務職員も学びます。障害学生の担当になる方は、自分が担当しますと積極的に手を挙げる方もいらっしゃると思いますが、多くは業務命令で担当になります。そこで、始めは、学外のノートテイク講座に参加したり、介助法の本を読んだり、点訳の勉強をしたりと、知識や技術の獲得が業務の一つとなります。

そうした勉強が進むと、社会の中で点字表記や、点字ブロック上の邪魔な自転車、スロープのない建物に気がつくようになります。

と同時に、学内でも何かできないかと、通路の整理整頓あるいは提出書類の簡略化、口頭説明、代筆などが行なわれるようになってきます。廊下に出ているロッカーなどを室内に入れるだけで、人一人通るのがやっとだった廊下が、車椅子もすれ違えるようになります。お金をかけなくとも、僅かな手間で生活・学修しやすい環境は作れます。

### 第4節 視点の変化

学びと成長の最後ですが、様々なことを学び、成長していくと、視点が変化します。例えば、車椅子利用学生が入学するからスロープをつける、盲学生が入学するから点字ブロックをつける、というように、通常は別々に(他を“あまり”考慮せず)対応します。しかし、点字ブロックがあることで、車椅子の通行に支障が生じることがあります。皆さんも自転車運転中にタイヤが点字ブロックの溝にはまり危ない思いをしたという経験をお持ちではないでしょうか。では、どうしよう。両者を考えながら、必要な場所にだけ点字ブロックを敷きまじょうと、視点・考え方が変化します。

他方、トイレは、車椅子利用学生には、広い方がよいのですが、盲学生の場合、広いとどこに何があるかわからないので、体を捻れば何でもとどく程度の広さが良いといえます。

そこでまた、どの程度の広さが良いのかと考えるようになります。

あまりこういうことを言うと、“点字ブロックをつけてはいけない”、“トイレは狭くして”などと受け取られそうですが、そうではありません。色々な視点から考える必要があると言いたいのです。今までの見方を変えられる柔軟さが必要です。

視点の変化二番目は、必要な支援と甘えの区別です。支援をして欲しいとの申し出から、支援は始まりますが、どうしても必要な支援と、“してもらえると楽な”支援とがあります。後者は、“頑張ればできるけれど、支援してもらえると助かる”という内容です。この二つは、明確に区別しなければなりません。何でも希望通りにするのが支援ではありません。

また、慣れという現象もあります。盲学生にとって、入学時のキャンパスは、迷路のようなものです。場所は詳細に説明すべきですし、手引きも必要です。しかし、自分がよく行き来する場所は、直ぐに覚えます。知らない場所でも聞きながら行くという術を覚えます。ですから、いつまでも一緒について歩く必要はありません。

他方、「いつまでも手引き（介助）はしない。キャンパス内を自由に歩ける訓練をしますから参加して欲しい」という方針は、その具体的訓練方法を明確にして盲学生に伝える必要があります。例えば、1ヶ月間は訓練のためのガイドをつけるから、その間に歩行（移動）技術を身につけて欲しい、というようなことです。そうしないといつまでも支援を期待しますが、これは社会に出た時に困ります。残念ながら、学内にある支援の多くは社会ではあまり見られません。

大学での“手厚い”支援のために、社会自立の術を身につけられないというのでは、本末転倒です。必要な支援と甘えの区別を明確にし、学生の成長と自立に合わせた視点から支援を提供すべきです。

#### 関連資料

[8] 日本学生支援機構：「聴覚障害学生への英語教育～内容と方法～」．平成18年度「障害学生修学支援セミナー」報告書, pp122～155, 2007.

## 第3章 障害学生支援の原則

### 第1節 修学支援の四原則

支援が必要な学生、必要としない学生、途中で支援内容を変える学生、と様々な障害学生がいますが、対応する側はどうすればよいのでしょうか。私は修学支援において、以下の四つの原則を考えています[9]。

#### 【相談】

障害学生への支援は、周囲が勝手に決めて行なうものではありません。また、障害学生が、自分の希望は全て認められるべきと考えることも無理があります。

第一に必要なことは、支援を提供する側と支援を受ける側が、しっかりとお互いの考えを理解することです。障害学生は、どんな支援を望んでいるのか、大学側は、どのような考えの下、どのような支援を提供する用意があるのか、などを話し合い、支援の内容を相互が納得できるように相談することが最初のステップです。

“こうした方がよいだろう”とか、“前の学生もこうだったから”などと、周囲が勝手に判断したり、健常者の思い込みで、事を進めるべきではありません。

例えば、弱視学生には、明るい環境が必要ですが、“明る過ぎ”は逆に見えにくくなったり、体調を崩す原因ともなります。“適切な明るさの程度”は、相談の上ではじめて設定できます。

#### 【個別】

障害学生と一言で言っても、様々な障害があり、その程度も一人一人違います。当然、対応や支援方法も個人により異なると考えるべきです。“同じ障害だから、彼も彼女も同じ対応を”というわけにはいきません。

施設や設備などを含めた環境については、個別性といっても複数の障害学生にそれぞれ配慮された個別の環境を作ることではできませんが、最初から“同じ障害の学生には同じ環境を”と考えることはやめるべきです。

#### 【申請】

支援の必要性や内容を、周囲が勝手に考えないと言いましたが、これをシステム的にバックアップするものとして、“障害学生本人による支援の申請”という手続きが重要です。支援は、自己申告により始まります。

#### 【連携】

支援の中心となる支援担当者や担当部署は決めておくべきですが、一人/一部署で全てのことができるわけではありません。学内の各組織や人が連携して、障害学生を支えます。最初に述べた“相談”は障害学生と支援担当者との間だけではありません。また、学内の

組織間の相互理解や情報共有など、障害学生を中心に据えた連携がなされなければ、少ない物的・人的資源の中で効率的な支援はできません。

## 第2節 学生対応の三原則

前節の修学支援の原則を踏まえた上で、次に障害学生との対応に関する三つの原則を説明します[10]。

### 【ゆっくり】

障害学生の中には、読み書きをはじめ様々な行動で、動作がゆっくりしている者がいます。慎重、注意深く、確認しながら、という意識の結果です。ですから、時間がかかっても、学生を焦らせてはいけません。例えば、食券売り場で食券を買う時に、なかなかコインの投入口を見つけられなかったり、コインを落として見つけるのに時間がかかったりしていると、「早くできないの」とか、「こんなに並んでいるのに」などと考える人がいると思いますが、それは無茶です。見えない、見えにくいのですから、しようがありません。焦らせるのではなく、拾うのを手伝え、直ぐに順番はきます。相手を焦らせるような素振り・仕草をしない。自分も焦らない。“ゆっくり”という意識が大切です。

但し一つ注意して下さい、このゆっくりというのは、聴覚障害学生との会話で、言葉を“コマ切れ”に話すということではありません。「わ・た・し・は・が・っ・こ・う・へ…」では、理解度はむしろ低下します。意味のある言葉は一つにし、言葉と言葉の間に、少し間を入れてなど、話し方にもコツがあります。どのような話し方がわかりやすいのかは、聴覚障害学生に直接聞いてみることです。“ゆっくり”と“コマ切れ”とは違うということを理解してください。

### 【繰り返し】

「重要なことは、何回も繰り返して、言って欲しい」とよく学生に言われます。障害学生がいるかいないかに関わらず、大事なところを何度も繰り返す先生がいらっしゃると思いますが、それはとても重要なことです。そして、その場でメモを取らせる、あるいは理解させ、整理させ、記憶させる、ということがどうしても必要になります。

視覚障害学生（者）の場合、よく例に出されるのは、コンサイスの英和辞典です。あまり大きくはありませんが、小さな文字でたくさんの語が書かれているあの辞書を点訳すると、本棚いっぱいになります。他の辞書でも同様です。

つまり、視覚障害者が何かを検索する時は、その膨大な量の辞書を、指先で触読して探すのですから、とても大変な作業になります。最近ではパソコンを使って検索ができますが、それにしても、音声を聞きながら順番にという手順となり、斜め読みなどを駆使し、目で読むのとは時間的に大変な違いが生じます。

ですから、授業でも、事務の窓口でも、日々の日常の会話でも、後で見てとか、後でまた探し直して、ということではなく、話している時にその場で、きちっと記憶させることが必要です。今は携帯というメモ帳としても便利なものがありますから、それらを用いて記録する方法もありますが、いずれにしても、繰り返し話すことが大事です。

#### 【はっきり】

三つ目は、“はっきり”喋るということです。特に、語尾が聞こえるか聞こえないか程度の小さな声でしゃべるのは意味がないといっても過言ではありません。なぜなら、日本語は語尾で何々をしますとか、何々をしませんとか、決まりますから、最後をはっきりと言う必要があるわけです。

情報保障の一つにノートテイクがありますが、これを行なうノートテイクの教員への要望が、はっきり、ゆっくり、まとまりを持って、の三点です。

#### 関連資料

- [9] 独立行政法人日本学生支援機構：はじめて障害学生を受け入れるにあたって. 2006.
- [10] 石田久之：高等教育における障害学生支援の現状. 京都女子大学 FD 講演会. 2013.





## 第4章 障害学生への具体的支援

### 第1節 視覚障害学生

以上述べてきましたいくつかの原則を踏まえて、ここからは実際にどのような学生が大学に在籍し、大学はどのように対応しているのかというお話をします。

#### (1) 視覚障害学生の特徴

最初は視覚障害学生です。世界保健機関（WHO）は、視覚障害を視力 0.05 で分け、0.05 未満の視覚障害を“盲”、0.05 以上 6/18(0.33)未満の視力の場合をロービジョンと規定しています[11]。“弱視”という言葉もありますが、現在では「ロービジョン (Low Vision)」という言葉を使うことが多いようです。何故かと言いますと、治療により視力の改善が可能な医学的な弱視 (Amblyopia) と紛らわしいからです。社会的弱視や教育的弱視という言葉がありますが、これらがロービジョンに対応します。

さて、大学等での視覚障害学生の支援において、常に考えていなければならないことは次の3点です。

第一は、視覚障害学生の読み書きの手段についてですが、点字と墨字があります。墨字とは、今皆さんが読んでいる活字のことです。墨字と一言で言っていますが、視力の程度などにより、読みやすい大きさには違いがあります。他方、点字は指を使って読む（触読）文字です。よく、盲者は点字、ロービジョン学生は墨字を使うと考えられがちですが、弱視学生でも点字を使うことがあり、盲学生でも点字を読めない人もいます。

第二に、読み書きと同様に様々な学修・生活面において、視力の程度や視覚障害者としての生活経験により、支援の必要性の有無やその内容に大きな個人差があります。

第三は、以上より学生と

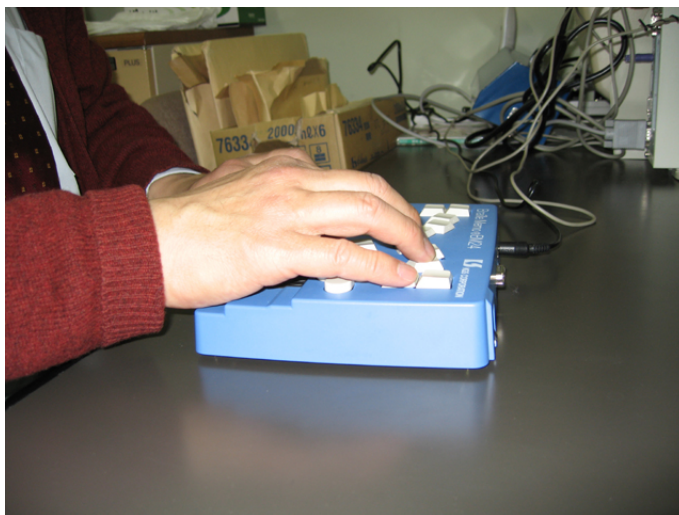


写真1 ブレイルメモ

の相談が支援内容を決める際、大きな意味を持つことになります。

写真 1 は、ブレイルメモという視覚障害者用の情報入出力装置です。上述のように、視覚障害は盲とロービジョンに別れますが、盲学生がメモの際に使用する“筆記具”は、何年か前までは、点字板と点筆、点字タイプライタあるいはテープ録音装置が主でした。しかし、最近ではこのように小さく軽く、しかも、電子的に保存でき、内容をパソコンに移すこともできる、という装置を利用する学生が増えています。

情報保障・障害補償において、情報技術の発展は一つのポイントです。新しい技術により、今までできなかったことが可能になり、容易になります。全ての盲学生が点字を上手に使えるわけではなく、情報収集・保存の手段として、電子情報も使われていることを理解することは支援者として重要です。これは盲学生へのリテラシー教育に大きな意味を持ってきます。

写真 2 は、ロービジョン学生の見え方の例です。あくまでも一つの例で、全ての学生がこのように見えるというわけではありません。

この写真は、いわゆるピンボケ状態です。実はこれ、ボールの箱ですが、ぼやけていて何かわかりません。こういう状態で、毎日生活し、授業を受けている学生がいます。そういう学生に、健常者がいつも読んでいる資料を渡し、それで勉強しなさいと言っても、できません。周りの学生と同じ情報(同じ資料



写真 2 弱視者の見え方の例 (ピンボケ)

From “Low Vision Manual  
( Jackson & Wolffsohn, 2007 )”[12]

ではありません) が欲しいと言います。ここに支援の本質があります。つまり、図 2 に示した矢印の先を健常学生と“同じ”ラインまで持ち上げるのが支援で、ラインを越えて、ではありません。

そして、その方法が、資料の拡大であり、文字の大きさ（ポイント）の配慮であり、視力の程度によっては、点字使用という学習方法の指導もあります。

写真 2 は“視力”の障害ですが、他方、“視野”の障害もあります。これは、見える範囲が狭かったり、一部分だけだったりします。視力はあまり低くなくても、視野が極端に狭いと、やはり情報の取得が難しくなります。晴眼者でも 5 円玉の穴から周囲を見た時、全体を一度で把握できないのと同じです。正確な情報を得るためには、時間がかかります。

## （2）視覚障害学生への支援

それでは、ここから、大学の中で実際に行なわれている支援について解説します。

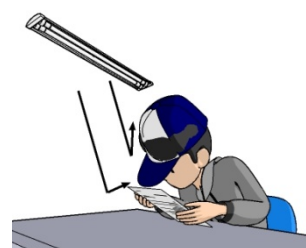
視覚障害学生には、「点訳と墨訳」、「眩しさへの配慮」、「文字の拡大」、「文字種の配慮」などがあります。

「点訳」は、墨字資料を点字になおすことです。盲学生あるいは一部のロービジョン学生に、資料を点字になおして配布します。「墨訳」は、逆に点字を墨字になおすことです。「墨字」とは、晴眼者が使う通常の活字（今皆さんが読んでいる文字）のことです。

例えば、期末試験を点字で行なう場合、最初に、教員が作成した試験問題を点訳します（誰が点訳するかは大学の事情によります）。答えは、ほとんどの場合、点字で書かれます（稀にレコーダーへの録音もあります）。その点字を墨訳し、通常の活字にして教員に戻し、それを採点する、という流れになります。

次の「眩しさへの配慮」は、どういうことか分からない方も少なくないと思いますが、ロービジョン学生（者）の中には、眩しさを訴える者がかなりいます。我々晴眼者は、ロービジョン学生に明るい環境を提供しないといけないと思っています。それは間違いないのですが、明る過ぎるといのは、かえって逆効果となります。文字などが見えにくくなったり、目をあけていられなくなったりします（これを“羞明”といいます）。また、明るさへの鋭敏さもロービジョン学生は晴眼学生と違うので、晴眼学生が何とも思わない明るさでも、眩しさを感じる場合があります。先にあげたピンボケ写真（写真 2）ですが、天井部分の蛍光灯の光は、他の情景に比して、かなり目立っています。これが更に強くなると、快適な環境とは言いがたくなります。このような際に「眩しさへの配慮」が必要となります。

例えば、簡便な方法として、つばの広い帽子の着用を許可します。通常、眩しさを防ぐには、“遮光眼鏡”を使用します。眩しさだけを遮る特別な眼鏡ですが、これを知らないロービジョン学生もいます。そこで、つば広の帽子で、天井の照明からの光を遮り、読んでいる紙面の反射を軽減しようという



ものです。教室内で帽子を被ることは通常許されないことですが、このような方法もあるわけです。

こんなことがありました。ある職場にロービジョンの人が就職したので、そこにいる同僚が、いつもブラインドを開けていました。それは勿論、視覚障害者なので明るい環境が必要という気持ちからでした。ところが、そのロービジョンの人は明る過ぎるのがつらく、これは周りがみんな自分を苛めていると思い込み、結局、会社を辞めてしまいました。こういうように、明るい環境が、実は困る人もいます。「眩しさへの配慮」は重要です。

三つ目は、文字の拡大です。文字の拡大には、二つの方法があります。

一つは印刷の際のフォントサイズを大きくする方法です。フォントサイズの変更は、ワープロ上で簡単にできますから、資料を自作する場合には効果的な方法です。

拡大コピーという方法もあります。印刷されている資料を拡大する場合です。ただ、この方法だと紙のサイズも大きくなります。拡大に伴い横幅が長くなると、次行に移る時に行を間違えたりしますので、注意が必要です。

文字拡大のもう一つの方法は、拡大読書器の利用です(写真3)。拡大読書器は、資料をCCDカメラで写し、拡大して、モニター上に大きく提示する装置です。写真のような据え置き型から、ハンディータイプのものまで様々な種類があり、用途に応じて選べます。



写真3 拡大読書器

利用者が自分の一番読みやすい大きさに調整できるので、便利です。

四つ目は、文字種の配慮です。今、皆さんが読んでいるのは、明朝系の書体です。この書体は流麗で何となく日本人に好まれるのかもしれませんが、読む上で、一つ欠点があります。それは、縦方向と横方向の線の太さが違うということです。横方向の線の太さが、幾分細くなっており、これが見にくいと訴えるロービジョン学生は少なくありません。また、拡大コピーをすると、この部分だけかすれたり、消えたりすることもあります。ですから、私は線の太さが縦と横で変わらないゴシック系の書体を使います。文字の書体や大



きさを少し変えるだけで、読みやすさは随分と異なります。

### (3) キャンパス改善

#### 【段差識別シール】

ここで視覚障害学生のために安全なキャンパスを考えてみます。写真5は、「段差識別シール」です。駅の階段などでよく見かけますが、階段の左右(写真4)あるいは中央に貼られ、その先に段差があることを示しています。

照明が暗い場合や、階段が一色で塗装されている場合、コントラストがはっきりしないので、段差(段の縁の部分)がわからないことがあります。とても危険な状況ですが、これを回避するために、よく目立つシールをはり、段差の位置を明示します。このシールがあるだけで、安全性はかなり違います。

ある大学の医務室の看護師さんから、「病院というのは、危険な箇所を見つけ出して安全にする。しかし、大学の中を見ると、危険だらけ。危ないということに対する認識あるいは安全性に対する配慮が何もない。本当に危険な組織だ」と、言われたことがあります。

そうなのかもしれません。今まで、大学は学生一人一人の安全性をほとんど考えてきませんでした。これが言い過ぎなら、少なくとも安全だと思ひ、より以上のことは考えなかった、とは言えると思います。しかし、現在、大学には様々な学生がいます。若い青年ばかりでなく、高齢学生も、そして障害学生もいます。そうなると、キャンパス内の安全性の確保・向上は避けて通れない大きな問題です。

#### 【衝突緩衝材】

写真5は、筑波技術大学で設置した安全対策の一つで「衝突緩衝材・マット」です。どこの建物にでもある角(かど)ですが、このような緩衝材(ラバー)が貼ってあります。年度初めなど、校舎内に慣れていない新入生がぶつかることもあるからです。



写真4 段差識別シール



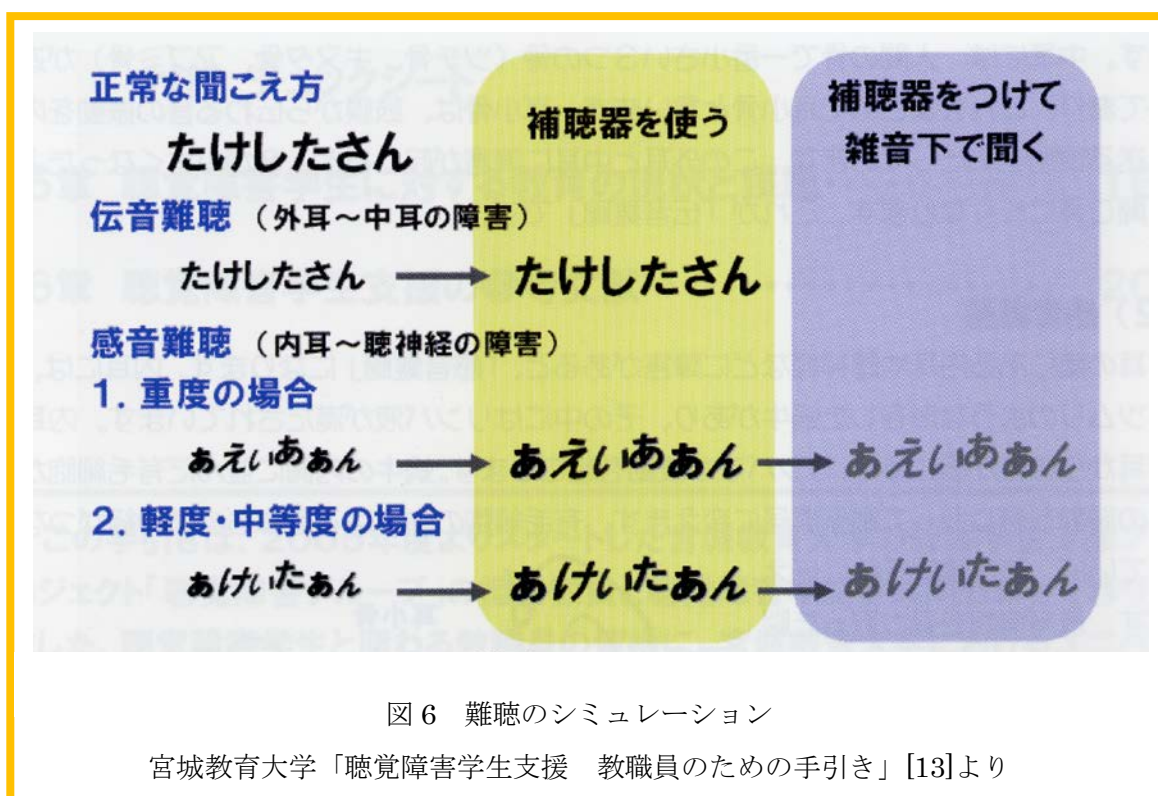
写真5 衝突緩衝材

## 第2節 聴覚障害学生

### (1) 聴覚障害学生の特徴

図6は、宮城教育大学の『聴覚障害学生支援 教職員のための手引き』から引用した図です。聴覚障害の場合、通常“100dB以上がろう”などと説明されますが、視覚障害と同様に、では、どんな支援を、ということはイメージできません。

そこで紙上シミュレーションをしてみました。



「竹下さん (たけしたさん)」とある強さで発せられた音は、伝音難聴学生 (者) の場合、小さく聞こえます。ですから、補聴器を使って、音を大きくすれば、元の音、つまり元の情報が再現されます。

しかし、感音難聴 - 内耳や聴神経の障害 - 学生の場合は、「竹下さん」という音が、「あけいたあん」(軽度・中等度難聴)、「あえいああん」(重度難聴)と聞こえます。すでにこの段階で元の情報が変化しています。ですから、たとえ補聴器を使って音を大きくしても、正確な情報は入ってきません。

聴覚障害というのは、こういう障害です。音が聞こえない (無音)、小さく聞こえる、ということではありません。ですから、それぞれに対応した、手話通訳、ノートテイク、口

話、人工内耳など、様々な情報保障が考えられているのです。

## (2) 聴覚障害学生への支援

聴覚障害学生には、「ノートテイク・パソコンテイク」、「手話通訳」、「FM/赤外線補聴器」などの支援方法や支援機器があります。

聴覚障害学生に行なわれる代表的なサポートは、「ノートテイク・パソコンテイク」です。

ノートテイクは、図 7 に示すように聴覚障害学生（中央）の左右にノートテイカーがつき教員が話した内容（学生の質問、教室内外の音なども含め）をノートするものです。聴覚障害学生はそのノートを見て、必要なところを自分でメモします。

前項で説明しましたが感音性難聴の場合、正しい情報が入りません。そのために、このノートテイクというサポートがあります。

ノートテイクは、通常二人でします。1コマ90分間を一人で続けるのは、大変な作業なので、10分交代などと時間を決めたり、ノート1枚などと量を決めたりして、交代で行ないます。



図 7 ノートテイク

ノートテイクは代筆ではありません。時々間違える人がいますが、聴覚障害学生のためにノートを書いて、それを渡すということではありません。書かれたノートを見て聴覚障害学生は情報を入力し、自分でノートを作るのです。

音を音以外の情報チャンネルに変換（通訳）しているのです。教員の話す声、教室の中の音、学生が質問する声、笑い声、誰かが出ていった音を文字に変換するのがノートテイクです。

ノートテイクは、日本語では、“要約筆記”といいます。ノートテイカーの作業は、聞いた内容を書くことですが、全てを書ききれないので、要約という形になります。ですから、聞き、要約し、書く、と作業が続くわけで、その大変さは推して知るべし、です。

これを数字でみます。通常の話す速さは、1分間に400字程度とされています。ところがノートテイクのスピードは1分間に平均して70～80字です。つまり2割程度しか書けず、残りの5分の4近い情報は入ってこないことになります。

そこで登場したのがパソコンテイク（PCテイク）です。ノートに鉛筆で書くというノートテイクの代わりに、パソコンを中心としたシステムを使い、キーボードから入力した内

容をモニターに表示し、これを聴覚障害学生が見ることによって情報保障を行なおうというものです。パソコンテイクになると、手書きの2倍から3倍の情報量があると言われていいます。

この方法は、キー入力が速くかつ正確というPCテイカーの技量に強く依存しています。多くの大学で全学生に情報リテラシーとして、パソコンの授業を行なっているとはいえ、技能的に誰にでもできるというものではありません。しかし手で書くよりかは数倍速いので、今テイカーの養成を始めている大学では、PCテイカーを養成している大学が少なくないようです。

さて、このようなテイカーが実際にノートテイクをする場合、色々な問題が生じます。以下にいくつかあげてみます。

通常大学には複数のテイカーがいるので、誰がどの授業に入る、というテイカーの配置を行ないます。マッチング業務というものです。授業の内容やテイカーの都合などを判断して決めるのですが、時々聴覚障害学生から、“同性がいい”とか、“あの人以上にして欲しい”などの要望が出てきます。要望を全て聞くわけにはいきませんが、いい加減に行なうと、人間関係をこじらせることもあるので、注意が必要です。なにも嫌いな人同士を合わせることはないのですから、日常を見ていて、相性などを加味する必要もあります。

テイカーの配置予定は、テイクを行なう週の前週までには決めますが、当日、突然“風邪で休みます”という事態も生じます。また、就職活動中の4年次生が急に会社から呼び出される場合もあります。そんな時に代わりを探すのも業務の一つです。この場合、変更者が自分で探すというルールを決めている大学もありますが、それが大変な場合は支援担当職員が行ないます。

さて、ノートテイクと共に、聴覚障害学生への情報保障として用いられるのが、手話通訳です。ノートテイクは講義には効果的です。教員の話が中心の授業ではよいのですが、議論をしたり、自分の意見を言うような場面、つまり聴覚障害者から発信する場合には、あまり有効ではありません。3年次、4年次になり、ゼミの中で議論をするような場合、ノートテイクでは授業に参加できなくなることもあるので、手話通訳に入ってもらいたい用です。

ここで一つ考えなければならないことは、ある障害学生に、“去年このサポートをつけたからまた今年も”ではないということです。学年進行とともに、授業形態、授業内容は変わります。その結果、当然必要な支援も変わります。ですから、常に年度始め（あるいは必要な時期）に、“どのようなサポートが必要？”という話を障害学生と支援担当者の中で、する必要があるのであります。



ノートテイク、手話通訳という人的なサポートの他に、FM 補聴器や赤外線補聴器などの機器もあります。マイクの音を FM、あるいは赤外線で飛ばして、聴覚障害学生の補聴器に直接入力するものです。ノイズを拾わないので比較的良好に聞こえますが、指向性の強いマイクを使うので、複数の人が話をする場合、たくさんのマイクが必要になります。

#### 【ノートテイクの不満】

ノートテイクからよく聞く教員への不満がいくつかありますが、それらは受講生全員の不満でもあります[14]。ということは、授業改善のためには、ノートテイクの不満を大事にしなければいけないということです。

ノートテイクの不満や意見を聞く会を、支援担当者が年に何回か開催している大学がありますが、それらの意見を必ず教員に戻すことが重要です。教員は嫌がりますが、良好な人間関係を作りつつ、“学生の不満があるから、先生もう少しゆっくり話して欲しい”、“資料は丁寧に作って欲しい”、“資料、丁寧になくてもよいので、何か 1 枚作ってください”など意見は、支援担当者や支援窓口の職員が教員にフィードバックすることで、授業そのものも変わっていくものと思います。

図 8 は、聴覚障害学生にノートテイクがついている授業ですが、教員は板書をしながら、話をしていきます。聴覚障害学生の中には教員の唇を読む人もいます。板書をしながら、唇を見せずに話をする、それができません。話をする場合は、必ず学生の方を見ます。



図 8 聴覚障害学生の授業

### 第3節 肢体不自由／内部障害

#### (1) 肢体不自由学生・内部障害学生の特徴

肢体不自由学生としては、車椅子利用の学生が多いと思います。図 9 は車椅子を利用し、同時に介助犬と一緒に生活している障害者のシルエットです。

介助犬がいないと生活できない障害者もいます。何かの拍子で車椅子から滑り落ちてしまい、誰かに見つけてもらうまで、そのままどうにもできないという場合があります。そんな時介助犬がいれば、助けを呼びに行ってもらうこともできます。普段でも、ちょっとした物をくわえてきてもらったり、ドアを開けたりなどもしてくれます。勿論、授業中も

いつも一緒です。

歩行器を利用している学生もいます。杖だけでは体を支えきれない場合です。

一方、内部障害には、7種の障害がありますが、障害者自身による自己管理が中心で、大学への支援の要請は他の障害に比較するとあまり多くはありません。

その中で、注意しなければならないのは、排尿障害です。排尿障害は、体内に尿を溜めることができず、結果として頻繁にトイレを利用することになります。大学の90分の授業の中でも、途中で教室を出たり入ったりしますが、このことは教員に知らせておく必要があります。そうでないと、

“君は出たり入ったり、何をしているの”と不審に思われるからです。

また、その学生が車椅子を利用している場合は、更に配慮が必要です。多くの場合、大教室などでは、車椅子利用学生のために前方の席が確保されます。固定式の机と椅子なら、それを撤去してスペースを空けたり、車椅子でも使える（高さや幅のある）机を置いたりという対応がなされます。しかし、排尿障害の車椅子利用学生が、前方の席で頻繁に出入りを繰り返していれば、教室全体の学生の好奇の目に晒されることになります。このような場合は、席の場所を考える必要があります。

また、低身長 of 学生もいます。エレベーターのボタンに手が届かなかったり、書架の高い場所にある図書が取れない場合もあります。どうしたらよいかは、やはり学生本人と相談しなければなりません。教職員が勝手に小さな箱を「台として使いなさい」と持って行っても、嫌な顔をされるだけです。どんな場合でも、支援のスタートは学生との相談・話し合いです。

## （2）肢体不自由学生への支援

肢体不自由学生へのサポートをいくつかあげてみます。

車での通学のための駐車スペースの確保があります。学生の車は駐車禁止という場所でも開放したり、職員用駐車場を使っている大学もあります。

教室内では着席位置の確保です。確保といってもただ場所をとるだけではなく、机や椅子の改修が必要となります。作り付けの席の場合、往々にして車椅子が入りません。そういう場合には一部の作り付け部分を外したり、最前列に机を置いたりします。



図9 車椅子学生と介助犬

休息スペースも重要です。車椅子に長時間座っていると床ずれを起こすので、その防止のためです。

写真 6 は、京都産業大学の多目的ルームです。ここで障害学生が休んだり、支援学生とのコミュニケーションの場として使います。

さて、ここで問題です。この部屋ですが、何かいけない部分があるそうです。部屋があるだけで素晴らしいと思うのですが、あればあったでより良くしたいとの同大学支援担当者の弁です。

ベッドは畳でできており、筆者は京都らしいと思うのですが、このベッドが上下できないことが問題です。

人により適切な高さは異なっていますから、利用時に高さが上下できる必要があります。更に、手すりもないので、車椅子から移る際に危険ですし、移りにくいということです。

ただし、車椅子利用学生が一人でこの部屋を利用することはなく、いつも支援学生と一緒にのため特に苦情は出ていないようです。



写真 6 多目的ルーム  
(京都産業大学)

#### 第4節 発達障害

さて最後になりましたが、発達障害学生への支援について述べます。一昔前は、障害学生への支援というと、“身体”障害学生への支援でした。しかし、現在、発達障害学生への支援は避けて通れません。『発達障害者支援法』（平成 17 年 4 月 1 日施行）の第 8 条 2 では「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするもの」と規定されていますし[15]、実際にその数も増えており、支援がなければ大学生活を送れない学生も少なくないからです。

現在、小学校・中学校という義務教育段階には 1000 万人を越える児童生徒がいます。その中の 3.11%が特別支援教育の対象ですが[16]、更に 6.5%の児童生徒に発達障害の可能性があるとされています。6.5%という値は学校の複数の教員の見方であり、医師の診断ではありませんが、教育を提供することが大変な子供達がかかりいることは確かであり、その何割かが大学に入学することになりますから、大学としても手をこまねいて見ているわけにはいかないのです。

では、発達障害学生とはどのような学生なのか具体的にいくつか特徴を挙げてみます。

(1) 状況の変化に対応できない

- ・直前の教室変更 → どこへ行けばいいの？
- ・誰に尋ねればよいのかもわからない。

(2) 授業・学習上の問題

- ・授業速度が速すぎる授業 → ノートが追いつけず、パニックに。
- ・教員の指導を受け入れない。 → 固執性が強い。

(3) 就職活動の困難さ

- ・面接で、面接者や他の学生と適切なコミュニケーションがとれない。
- ・空気を読んで、周りに合わせるができない。

第一に、状況の変化に対応できないことが、よくあります。授業や試験の直前に、教室や試験室が変更されると、どうすればよいのかわからなくなってしまいます。変更後の教室までの道順がわからないということではなく、次にすべき行動そのものがわかりません。ですから、周りに尋ねたり、助けてもらったりということができないのです。

二つ目に、授業や学習上の問題があります。話し方が速い教員、板書が速い教員、そして、論理の展開が速い教員など、様々な教員がいますが、何れにしても授業展開が速いと、学生がついていけなくなり、その結果パニックに陥ります。

教員も最初はこれらことに配慮しながらゆっくりと授業を進めていきますが、調子が乗ってきたり時間が少なくなってきたりすると、自然と展開が速くなります。そのような時に問題が生じます。

また、教員の指導を受け入れない学生もいます。提出されたレポートに「こうやって直した方がよいよ」と指導しても、頑なに自己を主張したり、文面にこだわる学生がいます。

指導内容が、“そうかな”と疑問に思う場合、普通は、「どうしてですか」との学生の問い掛けから、詳しい説明へと続くのですが、「いえ、私はそうは思いません。直しません。」などと、取り付く島もない場合は、指導も何もあったものではなく、結果として提出されたレポートの評価は良くなりません。発達障害者の“固執性の強さ”といわれる側面です。

三つ目に、就職活動の困難さが挙げられます。企業面接で、面接者と上手にコミュニケーションが取れないという話をよく聞きます。

発達障害は、三つの障害の総称です<sup>[1]</sup>。一つは、広範性発達障害といわれる自閉症 - 特に大学では、高機能（知的遅れの無い）自閉症で、言葉の遅れの無いアスペルガーを含みます - 。第二は、じっと落ち着いていられずあちらこちら歩き回るといった行動特徴を示す注意欠陥/多動性障害。三つ目が学習障害です。

広範性発達障害者の特徴として、上述の“固執性の強さ”や“社会性のなさ（社会一般

に通じる共通した認識の欠如)、“コミュニケーションをとることの難しさ”などがあげられます。

この他者とコミュニケーションをとることの困難さから、就職活動の面接場面で、面接者との一対一の話ができない、集団討論に参加できない状況になり易く、採用にまで至らないのです。

学内では、“ちょっと変わったところはあるが、特別にはおかしくない”と思われていた学生が、面接で失敗して帰ってきた後、よく聞いてみたら発達障害ということが分かった場合もあるそうです。

教員の指導を受け入れないということであれば、対応の仕方もありますが、就職活動での個々の面接の場など学外のことについては、大学の障害学生支援担当者も就職担当職員もどうすることもできません。それらへの対策や具体的方法については、各大学で試行錯誤が続いているという状況です。

#### 第4節 発達障害学生への支援

大学を訪問し、発達障害学生のことについてお聞きしようと思っても、実はあまりお話を聞かせてもらえません。なぜか考えてみました。

身体障害学生については、支援内容などをホームページで公表している大学が少なくありません。身体障害者については、その能力などが社会で認められてきているので（十分に認められているという訳ではありませんが）、そういう学生が在籍していることや具体的な支援内容を公表しても、なんら問題はおきません。むしろ、様々な学生にきちっと対応や指導を行っていると評価されるようになってきています。

ところが、残念ながら発達障害はそうではありません。過去に犯罪を起こした者が発達障害であったことなどが報道されて、危険な人間などと取りざたされてしまいました。また、他者と協調できない、固執性が強いなどの側面も教育しにくいなどの印象を与え易くなっています。このようなことから、発達障害学生への具体的対応などについては学外への公表がかなり制限されているようです。また、発達障害学生への対応が学生相談室や保健管理センターであることが多く、私のよくお話する障害学生支援担当職員でないことも私には実態がよく見えてこないことに影響しているようです。

さて、平成25年度日本学生支援機構の調査によると[1]、全国の大学では以下の対応がなされています。実施校数が多い順に10項目を示しました（括弧内は実施校数で複数回答あり）。

注意事項等文書伝達（82校）、実技・実習配慮（81）、休憩室の確保（72）、教室内座席配慮（65）、試験時間延長・別室受験（47）、チューター又はティーチング・アシスタント

の活用 (45)、講義内容録音許可 (45)、解答方法配慮 (29)、試用教室配慮 (22)、パソコンの持込使用許可 (17)。

注意事項等文書伝達とありますが、会話によるコミュニケーションができない学生がいます。そういう場合には、サインを決め、絵や図で指示をしたり情報の伝達を行ないます。たとえば行き先を示すために、文字ではなく、数種類の矢印を区別して表示します。“右に行きなさい”という言葉ではなく、右向きの矢印を使います。このようにして情報を学生に周知している大学もあるようです。ですから注意事項等の伝達も、文字で書くばかりではなく、絵や図、記号など様々なものが必要となってきます。

そんな中で特に気を付けなければならないのは、パニック時の対応です。あることが原因でパニックになり、さらに暴力的になる学生もいます。そういう学生が皆無ではありません。身に危険が及ぶような状況で学生と向き合っている教員・事務職員もいます（もちろん全ての発達障害学生がそうではありません。これを針小棒大に言ってもらっては困ります）。

このように対応は個々別々ですし、あまり学外に出したくない話もあるので、たくさんの事例を集めて標準的なマニュアル作成、というのは無理な話です。

最後になりましたが、発達障害学生への支援には、保護者の理解が重要です。保護者というと“モンスター”という言葉を連想しますが、そのように対立する相手としてではなく、共に学生を支えるパートナーとして、保護者と大学とが手を合わせる必要があります。大学での日々の状況を保護者へ、家での状況を大学の支援担当者へ。このようにして、日常生活全般にわたり学生をサポートすることにより、社会的な自立性を身につけられるよう促していきます。保護者の理解を得られた場合は、支援も比較的スムーズにいくようです。

#### 関連資料

- [11] WHO : Refractive errors and low vision. <http://www.who.int/blindness/causes/priority/en/index4.html>. (2014/8/5 閲覧).
- [12] Jackson, A. A. & Wolffsohn, J. S. (ed.) : Low vision manual. Butterworth Heinemann Elsevier, 2007.
- [13] 宮城教育大学障害学生支援プロジェクト聴覚障害グループ : 聴覚障害学生支援 支援学生のための手引. 2008.
- [14] 石田久之 : 教員の責務としての障害学生修学支援. 立教大学全カリシンポジウム 2010, 大学教育研究フォーラム, 16, pp29-35, 2010.

[15] 厚生労働省：発達障害者支援

法. [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/index.html) (2014/8/5 閲覧).

[16] 文部科学省：特別支援教育について

て. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/002/\\_icsFiles/afieldfile/2014/06/27/1329076\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002/_icsFiles/afieldfile/2014/06/27/1329076_01.pdf). (2014/8/5 閲覧).





## おわりに

障害学生の修学支援について述べてきましたが、これらの実践が障害学生だけに目を向けている、ということでは不十分だと考えています。大学の本質的に於いて、これは留学生や社会人学生など修学上様々な困難に直面している全ての学生に、等しく教育を提供するという考えの中で進められねばならないことです。

マイノリティと言われることもあります。数こそ少ない様々な集団が大学に（勿論、社会にも）あります。それらに所属する学生全てに対し、等質の内容を提供することが、障害学生修学支援の向う先です。

例えば、資料が配布され、丁寧で明確な説明がなされる障害学生に分かりやすい授業は、全ての学生に分かりやすい授業です。危険個所が明示されている安全なキャンパスは、障害学生だけにではなく、全ての学生、教職員に安全なキャンパスです。

そしてこのことによって、つまり全ての学生が大学教育に自由にアクセスできることによって、次の段階が見えてきます。障害学生を含め様々な学生を支援の対象とだけ考えるのではなく、彼らが提供してくれる知識と技術とエネルギーを大学の大きな資源と考え、これらによる新たな可能性を持つ新しい大学への飛躍です。

大学全入時代と言われ始めている今日、彼らの秘めた力を掘り起こすことも、大学に与えられた大きな使命と言えるでしょう。障害学生支援は、そのような大学を目指す一つの実践であるとも言えるのです。



## 索引

<b>A</b>	
American Sign Language .....	23

<b>F</b>	
FM 補聴器 .....	38

<b>P</b>	
PC テイク .....	36

<b>あ</b>	
アスペルガー .....	41
甘え .....	25

<b>い</b>	
医学的な弱視 .....	30
医務室 .....	9

<b>か</b>	
介助犬 .....	38
学習障害 .....	42
学習方法 .....	32
学生委員会 .....	10
拡大読書器 .....	33
学内体制 .....	9
感音難聴 .....	35
環境への慣れ .....	25

<b>き</b>	
教育を受ける権利 .....	10
教員支援 .....	12

教員対応 .....	17
教務課 .....	9
議論の落とし所 .....	22

<b>く</b>	
クモの巣体制 .....	11
繰り返し .....	27
車椅子 .....	38

<b>け</b>	
健全学生 .....	5

<b>こ</b>	
高機能自閉症 .....	41
口頭説明 .....	24
広範性発達障害 .....	41
広報 .....	16
合理的配慮 .....	4
口話 .....	36
コーディネーター .....	22
固執性の強さ .....	41
個別 .....	26
コミュニケーション .....	42

<b>さ</b>	
在籍確認 .....	16
在籍数 .....	ii

<b>し</b>	
支援委員会 .....	9
支援学生 .....	17

支援学生の支援	12
支援学生の募集	12
支援事業計画	9
支援小委員会	10
支援体制	4
支援担当者の連携	13
支援担当職員の孤立	13
支援担当職員への支援	13
支援のハンドル	9
支援ポリシー	9
視覚障害	ii, 3, 30
肢体不自由	ii, 3, 38
実習	24
実働部隊	20
視点の変化	24
視野	32
社会性のなさ	42
遮光眼鏡	32
就職担当職員	42
集団守秘義務	14
羞明	32
受験生支援	12
手話通訳	36
障害学生の支援	12
障害者権利条約	4
衝突緩衝材	34
資料の拡大	32
視力	30
新旧取り混ぜ	11
人工内耳	36
申請	26

## す

水泳	24
スタートライン	5
墨訳	32
スロープ	12

## せ

生活経験	30
制限	21
成長	20
世界保健機構	30
赤外線補聴器	36
専門委員会	10

## そ

相談	26
----	----

## た

第一次まとめ	4
体力のない学生	24
多目的ルーム	40
段差識別シール	34

## ち

地域のサークル	10
注意欠陥/多動性障害	42
チューター	24
聴覚・言語障害	ii, 3
聴覚障害	35
チラシ	15

## て

提出書類	24
------	----

低身長 .....	39
丁寧 .....	11
テープ録音 .....	31
テキスト .....	5
伝音難聴 .....	35
点字タイプライタ .....	31
点字板 .....	31
点筆 .....	31
点訳 .....	32

## と

等質の内容 .....	46
-------------	----

## な

内部障害 .....	38
悩める青年 .....	20

## に

日本学生支援機構 .....	ii, 6, 16, 25, 28, 42
入試課 .....	12

## の

ノートテイク .....	36
--------------	----

## は

バイキング方式 .....	23
排尿障害 .....	39
配慮依頼 .....	8
白杖 .....	5
はっきり .....	28
発達障害 .....	ii, 3, 40
パニック .....	41
範囲 .....	4

## ひ

病弱・虚弱 .....	ii
広島大学 .....	10
ピンボケ .....	31

## ふ

ブレイルメモ .....	31
--------------	----

## ほ

補講 .....	24
歩行器 .....	39
補聴器 .....	35
ボランティアセンター .....	10

## ま

マッチング .....	37
窓口開設 .....	15
学び .....	20
学びつつある学生 .....	20
眩しさ .....	32

## み

宮城教育大学 .....	35
--------------	----

## も

燃え尽き症候群 .....	21
文字種の配慮 .....	33
文字の拡大 .....	33
モンスターペアレント .....	43

## ゆ

ゆっくり .....	27
------------	----

よ		れ	
要約筆記 .....	36	連携 .....	26
り		ろ	
留学生 .....	46	ろう .....	35
		ロービジョン .....	30

障害学生支援のはじめの一步

平成 26 年 8 月

筑波技術大学

石田 久之